

(経済産業省と同時公表)

平成29年3月17日

消費生活用製品の新規リコール情報（ウォーターサーバー）の公表

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、株式会社スイソサムが輸入したウォーターサーバーのリコール情報（無償製品交換）を以下のとおり公表します。

○株式会社スイソサムが輸入したウォーターサーバーの新規リコールについて
(管理番号：A201600569)

①事故事象について

株式会社スイソサム（法人番号：9300001008012）が輸入したウォーターサーバーについて、当該製品を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品の制御基板の不具合により、基板上の部品に過電流が流れて過熱し、端子間でトラッキング現象が生じて出火に至ったものと考えられます。

対象製品について、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告された重大製品事故は本件のみです。

また、消費生活用製品安全法第35条第1項に該当しない製品事故として、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）に報告された事故は5件です。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、本日（3月17日）、ウェブサイトへの情報掲載を行うとともに、対象製品をお持ちの方に対し、無償製品交換を実施します。

③対象製品：商品名、型番、販売期間、対象台数

商品名	型番	販売期間	対象台数
水素水サーバー	WP-1000S	2012年7月～2016年3月	285

＜対象製品の外観及び確認方法＞

本体背面に貼られているラベルで型番を御確認ください。



④事業者の対応

対象製品をお持ちの方に対し、無償製品交換を実施します。

⑤事業者の告知

ウェブサイトへの情報掲載：2017年3月17日（金）

販売店等への協力要請：2017年3月17日（金）以降順次

⑥使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、直ちに使用を中止し、速やかにお買い上げの販売店、レンタル店又は下記問合せ先まで御連絡ください（2017年3月17日から受付を開始。）。

【問合せ先】

株式会社スイソサム

電話番号：0952-20-0155

受付時間：10時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<http://www.suisosum.co.jp/news/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：柳川、平野、清重

電話：03-3507-9204（直通）

FAX：03-3507-9290

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：下出、高橋

電話：03-3501-1707（直通）

FAX：03-3501-2805

■当該リコールにかかる消費生活用製品の重大製品事故

別 紙

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201600569	平成28年12月23日	平成29年1月6日	ウォーターサーバー	WP-1000S	株式会社スイソサム (輸入事業者)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	福岡県	平成29年1月11日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの 平成29年3月17日からリコールを実施